

厚生労働省「最終的な調整結果」

報告番号	種別区分		種別事項 (事項名)	各府県からの第1次調整を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次調整を踏まえた通知共同提案団体からの見解		補正資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集積検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次調整	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	区分	分野		見解	補正資料	見解	補正資料					
63	地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>高齢者等のうち高齢者受給者証の活用を促すことに関する取組</p> <p>○医療保険制度の負担に伴う過剰給付の発生について 医療保険者の負担に伴う過剰給付が多発するのではないかとの懸念については、本年における平成28年4月1日の10歳から14歳の被保険者の高齢化状況を踏まえたところ、両年齢層の全ての被保険者に対する高齢者の割合は、平均で14%に達しないこととなり、全体として大きな影響とはならないものと考えます。過剰給付が発生した場合には、一定の条件付きで、「医療者間調整」による対応が可能となる事案もあり、対応策の一つとして検討できるものと考えています。</p> <p>○介護上の介護保険の被保険者が受ける負担の軽減について 「介護手続等を整理する」に当たっては、被保険者の利便性向上を図るため、最大限、被保険者の負担を軽減できるよう検討してまいります。</p> <p>なお、将来的には、各年齢層の被保険者に対して負担軽減となるよう、70歳未満の被保険者に対する介護手続等の整理についても、御検討いただきたいと思います。</p> <p>○医療費適正化の取組について 医療者の報酬により適正な給付を確保してよいと認識していない地方公共団体も多いと考えられることから、その旨を地方公共団体に対して御通知をさせていただきます。</p>	<p>【付帯資料】 厚生労働省からの回答において、「国から被保険者に対して、被保険者の利便性向上のための取組が積極的に実施されるよう依頼しており、一部の被保険者では、高齢者受給者の支給手続があらゆる年齢層に共通であることにより、必要な高齢者受給者申請書や申請書に添付し、世帯主が、世帯主の氏名、申請年月日、口座番号などを記入して送達すれば手続が完了する。被保険者によって異なる手続が求められることである。なお、自治体においては、対応と異なる医療制度に係る高齢者受給者申請書を作成する事柄や郵送料等のコストなどの負担が生じている」と。また、被保険者においても、毎週、申請書に口座番号等を記入漏れするなどの手続がみられることから、厚生労働省におかれましては、当該事柄が、簡便な手続ではないことを理解し、自治体及び被保険者の負担軽減のための方法を御検討ください。</p> <p>また、過剰給付が多発するという課題に対しては、過剰給付が発生した後の被保険者間調整について被保険者の同意を不承とするなど、介護手続等の簡便化を図る制度を、併せて検討してください。</p> <p>【補遺事項】 今回の提案の趣旨は、申請手続等の簡便化であり、支給決定において資格の確認を省略することについては検討していません。よって、過剰給付に係る医療費増収等の懸念が増加するということにはならないものと考えます。</p> <p>また、70歳未満の被保険者と同一の世帯への対応を含め一定の整理は必要であるが、区分する合理的理由がないのであれば、全体への簡便化の取組も視野に入れた検討を求めます。</p> <p>【参考】 国民健康保険は他の医療保険に比べ被保険者が行う手続が複雑なところがある。国民健康保険法第10条の被保険者の資格取得は簡便ではない旨が規定に示されており、必ずしも申請させることは結果的に負担を悪化させ、ひいては高齢者の医療費の増加の要因の一つを挙げているように思われます。</p> <p>被保険者にとって利用しやすい制度となるようぜひとも手続等の簡便化に向けて検討をお願いします。</p>	<p>【全国市長会】 被保険者の負担軽減、事務の効率化等の観点から、十分な検討を求めます。</p>	<p>○本提案については、どのような方法が可能か検討していきたいとのことであるが、70歳以上の高齢者割合と70歳から74歳までの前高齢者割合とは医療機関の受診状況にそれぞれの傾向はなく、70歳から74歳までの前高齢者割合に比べて高齢者割合を増やすことは大きな負担となっていることから、その削減を目指すか、高齢者受給者の負担軽減が可能な形で、地方公共団体と協働に検討を進め、平成28年の閣議決定に間に合うよう、結論を出していきたい。また、結論に向けた検討スケジュールを示していきたい。</p> <p>○医療者間調整により、医療者の負担を軽減して良いこととしているとのことであるが、そのように削減していない医療機関(地方公共団体等)も存在することから、その旨を平成28年中に医療保険者(地方公共団体等)に対して通知していただきたい。</p>	<p>○簡便、各府県間での共通化に向けて、自治体と協働に検討しており、高齢者受給者の支給手続手続の簡便化についてその場と併せて、協議していきたい。また、その結果を踏まえ、平成28年中に実施した方向性を示すこと。また、その結果を踏まえ、平成28年中に実施した方向性を示すこと。また、その結果を踏まえ、平成28年中に実施した方向性を示すこと。</p>	<p>【厚生労働省】 (1)国民健康保険法(第33条19号) (2)国民健康保険法(第33条19号) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険法の適用から74歳までの被保険者の高齢者受給者の支給申請書については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡便化することは可能とし、平成28年12月20日閣議決定の趣旨を踏まえ、必要に応じて手続の簡便化を図る。また、高齢者受給者の支給申請の際、原則として国民健康保険の被保険者の判断により、国民健康保険(地方公共団体等)も存在することから、その旨を平成28年中に医療保険者(地方公共団体等)に対して通知していただきたい。</p>				

厚生労働省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な実施事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	種別法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された実施事例(主なもの)＞	各府県からの第1次回答
	区分	分野										
16	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者養成事業における事業における要件緩和	医療従事者養成事業における養成人数の少ない日に1つの学習クラブを併用(実施した場合は、次の期間に1回併用)併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。	①養成人数を確保するために、通所型学習クラブ(医療従事者養成事業)が多くなり、医療従事者養成人数が確保されていることから、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。	医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保	「医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保」(以下「規制緩和」)の目的は、子育て支援及び労働力確保	内閣府、厚生労働省	三浦市		<p>実施事例</p> <p>①三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>②三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>③三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>④三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>⑤三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>⑥三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>⑦三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>⑧三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>⑨三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p> <p>⑩三浦市は、医療従事者養成事業の効率的な運営確保及び養成人数確保の観点から、併用日数を1つ増やすことにより、1つの学習クラブに集約して併用日数を定めることができるよう要件緩和を図りたい。</p>	
17	地方に対する規制緩和	医療・福祉	看護職員を養成・転用における自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行において、看護職員が転用の場合、看護職員の資格の発行手続の簡便化	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行において、看護職員が転用の場合、看護職員の資格の発行手続の簡便化	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	厚生労働省	南会津町		<p>実施事例</p> <p>①南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>②南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>③南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>④南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑤南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑥南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑦南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑧南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑨南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑩南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p>	
18	地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和	厚生労働省	南会津町		<p>実施事例</p> <p>①南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>②南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>③南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>④南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑤南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑥南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑦南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑧南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑨南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p> <p>⑩南会津町は、自立支援医療(精神通院医療)給付の執行に関する要件緩和の観点から、看護職員の資格の発行手続の簡便化を図りたい。</p>	

厚生労働省「最終的な調整結果」

報告番号	種別区分	種別	種別区分	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた通知共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案集積検討専門部会からの主な再検討の理由(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する別添資料(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
				見解	補足資料	見解	補足資料				
103	地方に対する規制緩和	医療・福祉	後援事業(事業名)	高齢者福祉法が施行される平成28年4月1日までに、通知に明確化されるよう、検討を進めていただくこと。				提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。		介護福祉法改正を踏まえ、施行に際する各種通知改正に係る検討と合わせて検討を行う。	【厚生労働省】 (4)介護福祉法(昭22法164) (5)医療法(昭25法144)については、審議に委ねられている点で、協議後見直しを行うことが可能であることを平成28年度中に明確化する。
103	地方に対する規制緩和	医療・福祉	結核医療費負担軽減に関する個人番号の削除	厚生労働省、内閣府「取組者からの一次回答」では、特定個人情報の必要性や業務の効率化のため、本人等については、後援事業が実施される平成28年4月1日までに、通知に明確化されるよう、検討を進めていただくこと。				【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。		後援事業の通知と併し、関係団体等との協議に基づき、公費負担申請時の記載事項として、後援の加入状況を含めて記載すること。申請時の申請書の記載事項については、関係団体等との協議に基づき、必要事項を記載すること。また、関係団体等との協議に基づき、必要事項を記載すること。また、関係団体等との協議に基づき、必要事項を記載すること。	【厚生労働省】 1) 関係団体の申請書及び関係団体の意見に対する取組に関する法律(平成14)14) 2) 公費負担申請(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについて、公費負担申請(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、関係団体等との協議に基づき、必要事項を記載すること。また、関係団体等との協議に基づき、必要事項を記載すること。また、関係団体等との協議に基づき、必要事項を記載すること。
104	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当支給決定手続における児童虐待被害者の要件緩和	児童扶養手当支給決定手続における児童虐待被害者の要件緩和				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		児童扶養手当支給決定手続における児童虐待被害者の要件緩和	児童扶養手当支給決定手続における児童虐待被害者の要件緩和
113	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定養育士養成施設の定員増力化	児童福祉法(昭25法144)第10条第1項第2号の改正について再検討をお願いしたい。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		児童福祉法(昭25法144)第10条第1項第2号の改正について再検討をお願いしたい。	児童福祉法(昭25法144)第10条第1項第2号の改正について再検討をお願いしたい。
114	〇 A又はBに該当する見直し	医療・福祉	生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大	生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大	生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大
117	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大	生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大	生活保護受給者の受給者の交付対象者の拡大

